



IASB Update は、国際会計基準審議会（IASB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する IASB の最終的な決定は、IFRS 財団の[デュール・プロセス・ハンドブック](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

IASB は、[2023年7月25日から27日](#)に会議を行った。

関連情報：

- IASB Update 原文は[こちら](#)
- IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

目次

リサーチ及び基準設定

- [動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）](#)
- [持分法（アジェンダ・ペーパー13）](#)
- [企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）](#)
- [採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）](#)
- [基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）](#)
- [開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）](#)

維持管理及び一貫した適用

- [維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12）](#)
- [IFRIC Update 2023年6月（アジェンダ・ペーパー12B）](#)
- [一部の物理的な電力購入契約に対する自己使用の例外の適用 — IFRS 第9号の狭い範囲の修正の可能性の検討：（アジェンダ・ペーパー12A）](#)
- [引当金—的を絞った改善（アジェンダ・ペーパー22）](#)

リサーチ及び基準設定

動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

IASB は 2023 年 7 月 25 日に会合し、動的リスク管理（DRM）モデルについての議論を継続した。IASB は、当プロジェクトに関しての暫定的な決定の要約及び定義された用語のリストの提示も受けた。

現在の正味オープン・リスク・ポジションにおけるヘッジされているエクスポージャーの指定（アジェンダ・ペーパー4B）

IASB は、企業の現在の正味オープン・リスク・ポジションを決定するための適格要件並びに複数の通貨で表示されている金融資産及び金融負債を同じ DRM モデルにおいて指定できるかどうかについて議論した。IASB は次のことを暫定的に決定した。

- 異なる通貨で表示されている基礎となる金融資産及び金融負債を別々の DRM モデルに配分するという要求は、引き続き必要である。
- 企業は、企業のリスク管理戦略と整合するならば、ヘッジ対象エクスポージャーを現在の正味オープン・リスク・ポジションに含めることが認められる。DRM モデルにおいて、「ヘッジ対象エクスポージャー」とは、IFRS 第9号「金融商品」を適用する際にヘッジ会計関係において指定されているヘッジ対象とヘッジ手段の組合せを指す。

14 名の IASB メンバーのうち 12 名がこれらの決定に賛成した。

指定したデリバティブ（アジェンダ・ペーパー4C）

IASB は、非線形デリバティブ（金利オプションなど）及び「オフマーケット」デリバティブ（当初の指定時に公正価値がゼロでないデリバティブ）は DRM モデルにおいて指定したデリバティブとするのに適格かどうかについて議論した。

IASB は、非線形デリバティブ（正味の売建オプションを除く）は、その使用が企業のリスク管理戦略と整合する場合には、指定したデリバティブとするのに適格となると暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

IASB はまた、オフマーケット・デリバティブは、その使用が企業のリスク管理戦略と整合する場合には、指定したデリバティブとするのに適格となることも暫定的に決定した。しかし、当初の指定の日の後に生じる公正価値変動のみが、DRM 調整を測定する際に考慮される。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB はプロジェクト計画において識別されたトピックについての議論を継続する。

持分法（アジェンダ・ペーパー13）

IASB は 2023 年 7 月 26 日に会合し、持分法プロジェクトの範囲に含まれる適用上の疑問点についての議論を継続した。

公開草案に向けて—関連会社に対する投資の減損（アジェンダ・ペーパー13A）

IASB は、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の次のような修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 28 号の第 41C 項において、「取得原価」という用語を「帳簿価額」に変更する。
14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 減損の客観的証拠として、投資者が関連会社に対する追加持分に対して支払う購入価格、又は持分の一部についての売却価格が、当該持分の購入日又は売却日における関連会社に対する投資の帳簿価額よりも低いことを追加する。
14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。
- c. 「著しいか又は長期にわたる」という用語を削除する。
14 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。

公開草案に向けて—IASB の暫定的な決定を選択されなかった適用上の疑問点に適用することの含意（アジェンダ・ペーパー13B）

IASB は、本プロジェクトの範囲を、これまでに行った暫定的な決定によって解決されたと考えられる 5 つの適用上の疑問点を追加することによって拡大することを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は本プロジェクトについての議論を継続する。これには、開示要求の考え得る改善、及び持分法で会計処理される関連会社に対する投資以外の投資に暫定的な決定を適用することの含意が含まれる。

企業結合 — 開示、のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

IASB は 2023 年 7 月 25 日に会合し、「企業結合 — 開示、のれん及び減損」に関するプロジェクトについて議論した。特に、IASB は次のことについて議論した。

- のれんを含んだ資金生成単位の減損テストに関しての IAS 第 36 号「資産の減損」の変更
- IFRS 第 3 号「企業結合」について提案している開示要求のパッケージの諸側面

減損テストの有効性（アジェンダ・ペーパー18A–18B）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 36 号の第 80 項(a)における「のれんを内部管理目的で監視している」を「のれんに関連した事業を内部管理目的で監視している」に置き換える。
- b. 第 80 項(a)について提案する新しい文言の意味を、のれんに関連した事業を「監視する」ことが何を意味するのかについての限定的な明確化を示すことによって明確化する。
- c. IAS 第 36 号の第 80 項(b)における「事業セグメント」は、第 80 項(a)を適用する際に減損テストにおいて企業が使用することのできる最も高いレベルを示すことを意図したものである旨を明確化する。
- d. IAS 第 36 号がのれんを資金生成単位又は資金生成単位のグループに配分することを企業に要求している理由を明確化する。
- e. 減損テストの有効性に関して、ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」に対するコメント提出者からのその他の提案については、追加の対応は行わない。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

IASB は、のれんを含んだ資金生成単位が含まれている報告セグメントの開示を企業に要求することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

IASB はまた、経営者が事後の業績の開示の目的で「戦略的に重要な」企業結合を監視すること、経営者が減損テストの目的でのれんに関連した事業を監視することとの相違を説明することも暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成した。

特定の種類の企業に対する開示要求（アジェンダ・ペーパー18C）

IASB は、今後公表する IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」を、公表後に、期待されるシナジーに関する定量的情報を開示することを適切な子会社に要求するように修正する提案をすることを暫定的に決定した。これは、「企業結合 — 開示、のれん及び減損」に関するプロジェクトにおいて、IFRS 第 3 号を適用する企業について提案するのと同じ免除の対象となる。

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。

IASB はまた、完全版の IFRS 会計基準を適用する非上場企業には、企業結合の事後の業績に関する情報の開示の免除を提供しないことも暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、次のことについて暫定的な決定を行う。

- a. 当プロジェクトと今後公表する IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」の相互関係の他の諸側面
- b. どのような経過措置を提案するか

- c. 提案のパッケージがプロジェクトの目的を満たすかどうか
- d. 提案を示した公開草案を公表するかどうか

採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）

IASB は 2023 年 7 月 27 日に会合し、企業の探査及び評価の支出及び活動に関する開示を改善する方法の提案に関する利害関係者のフィードバックについて議論した。これらの提案には、財務諸表利用者が次のことを行うのに役立つ可能性のある情報を利用可能にすることが含まれていた。

- a. 企業が探査及び評価支出をどのように会計処理しているのかを理解する。
- b. 探査及び評価支出についての会計方針が異なる企業を比較する。
- c. 企業の探査及び評価活動のリスク及び不確実性を理解する。

IASB は何も決定を求められなかった。

次のステップ

IASB は、次のような修正を提案すべきかどうかを決定する。

- a. IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」における企業の探査及び評価支出に関する開示目的及び開示要求を変更する。
- b. IFRS 第 6 号の暫定的な位置付けを削除する。
- c. IFRS 第 6 号の第 13 項及び第 14 項を削除する。

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

IASB は 2023 年 7 月 26 日に会合し、今後公表する IFRS 会計基準書（本基準書）に関して議論した。

- 再公開の要件（アジェンダ・ペーパー21A）
- 経過措置及び発効日（アジェンダ・ペーパー21B）
- デュー・プロセスの要求事項（アジェンダ・ペーパー21C）

本基準書は IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を置き換えるものとなる。

再公開の要件に関する検討（アジェンダ・ペーパー21A）

IASB は、「デュー・プロセス・ハンドブック」における再公開の要件について検討した。IASB は、本基準書について提案を再公開せずに公表することを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

経過措置及び発効日（アジェンダ・ペーパー21B）

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 本基準書を 2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを要求する。
14 名の IASB メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成した。
- b. 本基準書を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用することを企業に要求するという公開草案の提案を確認する。
14 名の IASB メンバーの全員がこの決定に賛成した。

c. 本基準書で要求されている見出し及び小計のそれぞれを本基準書の適用初年度の要約期中財務諸表において表示することを企業に要求するという公開草案の提案を確認する。この要求は、IFRS 会計基準の初度適用企業にも適用される。

14名のIASBメンバーの全員がこの決定に賛成した。

d. 本基準書の適用初年度において、IAS 第1号を適用して表示される純損益計算書の各科目と本基準書を適用して表示される各科目との調整表を開示することを企業に要求する。この開示は、IAS 第8号の第28項(f)で要求されている開示を置き換えることとなり、次のようになる。

i. 本基準書が初めて適用される期間の直前の比較対象期間について要求される。

ii. 本基準書が初めて適用される報告期間については、認められるが要求はされない。

iii. 上記(i)で定めている比較対象期間以外に表示する比較対象期間については、認められるが要求はされない。

14名のIASBメンバーの全員がこの決定に賛成した。

e. 文案作成の条件付で、本基準書の適用初年度における期中報告期間に係る期中財務諸表において表示する純損益計算書の科目について、(d)(i)に記述している調整表を開示することを企業に要求する。

14名のIASBメンバーのうち11名がこの決定に賛成した。

IASB はまた、追加的な比較対象期間について表示する金額の修正再表示について経過的な免除を設けるかどうかを検討することも決定した。

デュー・プロセスの要求事項（アジェンダ・ペーパー21C）

14名のIASBメンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守し、本基準書の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。本基準書の公表に反対票を投じる意向を示したメンバーはいなかった。

次のステップ

IASB は本基準書の書面投票プロセスを開始する。IASB は今後の会議で文案作成プロセスにおいて生じる整理論点について議論する。

開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示（アジェンダ・ペーパー31）

IASB は 2023 年 7 月 26 日に会合し、今後公表する IFRS 会計基準書「公的説明責任のない子会社：開示」について議論した。

発効日及び経過措置（アジェンダ・ペーパー31A）

IASB は、本会計基準書の発効日及び本会計基準書への移行について議論した。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

a. 適格な子会社が本基準書を 2027 年 1 月 1 日に適用することを認める。

b. 適格な子会社が本基準書を早期適用することを認め、早期適用する子会社にはその旨を開示することを要求する。

c. 比較情報に関する提案（公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の第10項から第11項に示されている）を確認する。適格な子会社が、当期において本基準書を初めて適用するか又は本基準書を適用しないことを選択するかのいずれかの場合に提供することを要求されるものである。

14名のIASBメンバーのうち12名が(a)の決定に賛成した。14名のIASBメンバー全員が(b)及び(c)の決定に賛成した。

また、IASB は次のようにした。

- a. 公開草案が開発されて以降に他の IFRS 会計基準書において公表された開示要求は、依然として適用されることを確認した。
- b. 適格な子会社が本基準書を早期適用するが、IFRS 会計基準書「全般的な表示及び開示」は早期適用しない場合に要求される開示を定めることを決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

デュー・プロセス (アジェンダ・ペーパー 31B)

14 名の IASB メンバー全員が、IASB は適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守し、本基準書の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得した旨を確認した。

本基準書の公表に反対票を投じる意向を示したメンバーはいなかった。

IASB は、暫定的な決定によって改訂された後の公開草案の提案の再公開は必要ないと決定した。

14 名の IASB メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は基準書を 2024 年前半に公表する見込みである。

維持管理及び一貫した適用

維持管理及び一貫した適用 (アジェンダ・ペーパー 12)

IASB は 2023 年 7 月 25 日に会合し、次のことを行った。

- IFRS 解釈指針委員会 (委員会) の 2023 年 6 月会議についてのアップデートを受けた (アジェンダ・ペーパー 12B)。
- 企業が IFRS 第 9 号「金融商品」における自己使用の例外を電力購入契約 (PPAs) にどのように適用するのかに関する潜在的な狭い範囲の基準設定プロジェクトについて議論した (アジェンダ・ペーパー 12A)。

IFRIC Update 2023 年 6 月 (アジェンダ・ペーパー 12B)

IASB は、委員会の 2023 年 6 月会議についてのアップデートを受けた。この会議の詳細は、[IFRIC Update 2023 年 6 月](#) において公表された ([日本語訳](#))。

IASB は何も決定を求められなかった。

一部の物理的電力購入契約に対する自己使用の例外の適用 — IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正の可能性の検討 (アジェンダ・ペーパー 12A)

2023 年 6 月の会議で、委員会は、企業が IFRS 第 9 号における自己使用の例外を再生可能エネルギーの引渡しに係るフィジカル PPAs にどのように適用するのかを明確化するための狭い範囲の基準設定プロジェクトに IASB が取り組むことを提案した。IASB は、このようなプロジェクトを作業計画に追加すべきかどうか、また、追加する場合、当該プロジェクトの範囲及び優先度はどのようになり得るのかについて議論した。IASB はまた、バーチャル PPAs の会計処理に関する利害関係者の懸念も考慮した。

IASB は、このプロジェクトを作業計画に追加することを暫定的に決定した。基礎となる非金融商品項目が次のようなものである PPA の影響を財務諸表がどのように受けるのかをよりよく反映するために、IFRS 第 9 号に狭い範囲の修正を行うことができるかどうかを検討するものである。

- a. 経済的に貯蔵することができない。かつ、
- b. 当該項目が売買される市場構造によって決定される短期間のうちに消費するか又は販売する必要がある。

IASB のリサーチは次のことに焦点を当てることとなる。

- a. IFRS 第 9 号における自己使用の例外のフィジカル PPA に対する適用
- b. バーチャル PPA をヘッジ手段として使用した、IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項の適用

14 名の IASB メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成した。

引当金 — 的を絞った改善 (アジェンダ・ペーパー22)

IASB は、2023 年 7 月 26 日に会合し、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の考え得る修正について議論した。これらの修正は次のことに関するものである。

- 引当金についての割引率 (アジェンダ・ペーパー22A)
- 引当金を測定する際に含めるべきコスト (アジェンダ・ペーパー22B)

割引率 — 利害関係者のフィードバック (アジェンダ・ペーパー22A)

IASB は、IAS 第 37 号の範囲に含まれる引当金についての割引率 (具体的には、不履行リスクを割引率に反映されるリスクに含めるべきかどうか) に関しての利害関係者のフィードバックについて議論した。

IASB メンバーは、IAS 第 37 号の修正に対する 4 つのアプローチのうちどれを、利害関係者のフィードバックに対応してさらに追求したいと考えるのかについて見解を示した。

IASB は何も決定を求められなかった。

引当金を測定する際に含めるべきコスト (アジェンダ・ペーパー22B)

IASB は次のように定めることを暫定的に決定した。

- a. 義務を決済するために必要となる支出には、当該義務の決済に直接関連するコストが含まれる。
- b. 義務の決済に直接関連するコストは、次の両方で構成される。
 - i. 当該義務の決済の増分コスト
 - ii. その種類の義務の決済に直接関連するその他のコストの配分額

14 名の IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、IAS 第 37 号の考え得る修正について引き続き議論する。